

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の所得制限【令和7年8月～】

所得制限限度額表(単位:円)

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額(参考:収入額の目安)	所得額(参考:収入額の目安)
0	3,661,000(約5,252,000)	6,287,000(約8,319,000)
1	4,041,000(約5,728,000)	6,536,000(約8,586,000)
2	4,421,000(約6,203,000)	6,749,000(約8,799,000)
3	4,801,000(約6,668,000)	6,962,000(約9,012,000)
4	5,181,000(約7,090,000)	7,175,000(約9,225,000)
5	5,561,000(約7,512,000)	7,388,000(約9,438,000)

(注)

1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額。

(1) 本人の場合は、

① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

② 特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円

(2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額。

3 収入額は限度額の所得のもとになる1年間の収入の額の目安。

4 本人の場合は非課税の年金や恩給などの収入もすべて所得に含めます。